第２号様式（第３条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書

年　　月　　日

　　　神奈川県厚木事務所長殿

住　　所氏　　名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）印

電話番号

　　次のとおり急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可を受けたいので、申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 区域の名称 |  |
| 所在地番 |  |
| 地目及び行為面積 |  |
| 行為の内容 |  |
| 行為の期間 | 作業期間 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで |
| 工作物の設置期間 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで |

**急傾斜地崩壊危険区域内行為の手続きについて**

**１　はじめに**

急傾斜地崩壊危険区域の中で、土地の形状変更（切土、盛土、掘削等）、伐採若しくは排水設備の設置等、急傾斜地の崩壊を誘発し、又は助長するおそれのある行為を行う場合、法律によってあらかじめ許可等（崖の防災工事の場合は届出）の手続きが必要です。

→「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第７号）

第７条、第13条

**２　注意事項**

（１）切土、掘削又は盛土、擁壁、工作物等を新設する場合には、事前に厚木土木事務所へご相談ください。

（２）他法令の行為審査との関係

都市計画法、宅地造成等規制法、建築基準法等他の法令について、該当する場合は、別途それぞれの法令の規定に従い許可等を受ける必要がありますので、ご留意ください。

（３）県施設隣接地で行為を計画する場合

県が施工した急傾斜地崩壊防止施設（擁壁等）の隣接地に建築物等を設置する場合、施設の維持管理上、施設（擁壁のガケ下の場合は側溝・水路の外側）から建築物の外壁及び工作物まで１ｍ以上離して計画するよう考慮してください。

（４）県施設の撤去を計画している場合

県が施工した急傾斜地崩壊防止施設の撤去については、事前にご相談ください。

**※　許可が不要な場合の例**（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令第２条）

50cm以下

２ｍ以上

問い合わせの多いものを例示しています。他にも許可が不要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

・　深さが50cm以下の掘削で、急傾斜地の下端から２ｍ以上離れた土地で行うもの。